

船舶事故調査報告書

平成29年6月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	平成29年1月17日 06時06分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市平良港西防波堤付近の消波ブロック 平良港西防波堤北灯台から真方位131°300m付近 （概位 北緯24°48.7′ 東経125°16.1′）
事故の概要	貨物船なんせい丸は、南進中、消波ブロックに衝突した。
事故調査の経過	平成29年3月13日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 なんせい丸、749トン
船舶番号、船舶所有者等	142520、初高汽船（株）
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	右舷船尾部外板に凹損、舵板下端に擦過傷、推進器翼先端に欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約4.4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 日出時刻：07時25分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長及び船長見習いほか5人が乗り組み、平良港第3号灯浮標（以下灯浮標及び灯台については、「平良港」を省略する。）及び第4号灯浮標を通過した後、半速力前進とし、平良港の第1ふ頭西口に向けて航行した。</p> <p>船長は、船橋中央の操舵スタンドについて操船に当たり、手動操舵により真方位約170°の針路とし、船首方に見えた赤色の灯光を南防波堤北灯台と思い、同灯光を船首目標とした。</p> <p>船長は、極微速力前進として南進中、船首方に防波堤を認め、左舵一杯及び主機を全速力後進とした。</p> <p>本船は、左回頭しながら、推進器翼及び舵板等が西防波堤付近の消波ブロックに衝突した。</p> <p>本船は、すぐに西防波堤付近の消波ブロックから離れて自力で第1ふ頭に着岸し、損傷状況を確認した後、船長が船舶所有会社等に本事故の発生を連絡した。</p> <p>海図W1282（平良港）によれば、第1ふ頭の西方には、北方に延びる南防波堤及び北西方に延びる西防波堤があり、それぞれ防波堤の北端に南防波堤北灯台（灯質：単閃赤光、毎3秒に1閃光）及び西防波堤北灯台（灯質：単閃赤光、毎4秒に1閃光）がある。</p> <p>船長は、船首方に見えた赤色の灯光が南防波堤北灯台の灯光と思ったが、同灯台の北西方にある西防波堤北灯台の灯光であったことを本</p>

	<p>事故後に知った。</p> <p>船長は、本事故当時、船長見習いと港内の操船などの会話をしていて、レーダー及びGPSプロッターなどを確認していなかった。</p> <p>本船は、週約2～3回平良港に入港していた。</p> <p>船長は、約10年前から平良港を出入航する経験があり、夜間の入航経験も豊富であった。</p>
分析	<p>本船は、船長が、船長見習いと会話をし、見張りを適切に行っていなかったことから、西防波堤北灯台の灯光を南防波堤北灯台の灯光と誤認していることに気付かずに航行し、西防波堤付近の消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、船長が、船長見習いと会話をし、見張りを適切に行っていなかったため、西防波堤北灯台の灯光を南防波堤北灯台の灯光と誤認していることに気付かずに航行し、本船が西防波堤付近の消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視認した航路標識の灯質を確認すること。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 港内を航行する際は、レーダー、GPSプロッターなどを活用して船位の確認を行うこと。